

確認検査申請手数料一覧表（施行日：令和7年4月1日）

（一財）石川県建築住宅センター

○表1 建築物に関する確認申請手数料

単位：円（非課税）

	特例有	特例無	
		省エネ(適判等)※1	省エネ(仕様基準)
30㎡以内	8,000	12,000	29,000
30㎡を超え、100㎡以内	13,000	21,000	38,000
100㎡を超え、200㎡以内	20,000	30,000	47,000
200㎡を超え、300㎡以内		40,000	58,000

※1 適判等とは、省エネ適判（性能向上計画認定、低炭素建築物等計画認定を含む。）、設計住宅性能評価、長期優良住宅の認定、長期使用構造等の確認を受けた建築物及び**省エネ基準の適用除外建築物**を指す。

★当センターで省エネ適判を申請する場合は別途 44,000円 が必要です。

○表2 建築物に関する中間検査申請手数料

単位：円（非課税）

	特例有	旧4号⇒新2号※2	特例無
30㎡以内	15,000	15,000	19,000
30㎡を超え、100㎡以内	17,000	17,000	23,000
100㎡を超え、200㎡以内	23,000	23,000	31,000
200㎡を超え、500㎡以内		30,000	39,000

※2 令和7年3月31日までに確認・着工した建築物を指す。（以下表3、4において同じ）

○表3 建築物に関する完了検査申請手数料

単位：円（非課税）

	特例有	旧4号⇒新2号※2	特例無	
			省エネ基準	
			適用除外建築物	適判等 仕様基準
30㎡以内	17,000	17,000	23,000	27,000
30㎡を超え、100㎡以内	19,000	19,000	26,000	30,000
100㎡を超え、200㎡以内	25,000	25,000	36,000	40,000
200㎡を超え、500㎡以内		32,000	46,000	50,000

○表4 建築物に関する完了検査申請手数料(中間検査を受けたものに限る)

単位：円（非課税）

	特例有	旧4号⇒新2号※2	特例無	
			省エネ基準	
			適用除外建築物	適判等 仕様基準
30㎡以内	15,000	15,000	19,000	23,000
30㎡を超え、100㎡以内	17,000	17,000	22,000	26,000
100㎡を超え、200㎡以内	23,000	23,000	31,000	35,000
200㎡を超え、500㎡以内		30,000	41,000	45,000

○建築物の計画変更に関する確認申請手数料

申請建築物の変更に係る床面積は30㎡以内とする。（床面積の増加する場合にあっては、増加する部分の床面積とする。）手数料の額は表1の特例無の省エネ(適判等)の区分を適用する。ただし、省エネ基準の仕様基準の審査を要する場合の手数料の額は、特例無の省エネ(仕様基準)の区分を適用する。

○建築物に関する仮使用認定の申請手数料

仮使用認定申請手数料 12,000円（非課税）

○令和7年3月31日までに確認済証の交付を受け、同年4月1日以降工事着手した場合

- ①構造関係規定の審査を要する場合 表2～4の該当検査の一において、該当区分の額に12,000円加算
- ②省エネ基準の仕様基準の審査を要する場合 表2～4の該当検査の一において、該当区分の額に17,000円加算